

1 開催日

2 委員長開会宣言

- 3 議事
- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 市教委第 35 号「高知市就学援助規則の一部改正について」
  - 日程第 3 市教委第 36 号「市立高等学校教員の交通違反に係る措置について」

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	田 中 十糸子
	5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局	教育次長	小笠原 哲 司
		舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	岡 村 修
	青少年課長	成 岡 賢 一
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
	学校教育課指導主幹	杉 本 政 文
	総務課総務係長	藤 原 哲
	学事課学校事務係長	田 村 弘 樹
総務課総務係主査	岡 宗 裕 美	

1 平成 19 年 10 月 24 日（水） 14:58～15:10（たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

澤田委員長 ただ今から、第 1008 回高知市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。  
初めに「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は西山委員さん、  
お願いいたします。  
それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 35 号「高知市就学援助規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

学事課長 学事課長の佐々木でございます。「就学援助規則の一部改正について」ご説明  
いたします。

2 頁に改正の主旨、4 頁に新旧対照表がございます。

現行の就学援助規則におきましては、就学援助の対象者は学校教育法の規定に  
基づく学齢児童及び学齢生徒で、経済的理由により就学が困難と認められる保護  
者と規定されております。一方、本市小中学校には、就学を希望し許可されてい  
る外国人が、現在小学校に 39 名、中学校に 20 名在籍しております。それらの小  
中学生は、外国人であるため学校教育法に規定される学齢児童生徒にあたる部分  
において就学援助が受けられない状況にあります。外国人の就学につきましては、  
法令上禁止する規定はないものの、日本に永住を希望されていたり、また、大韓  
民国は、日本国と大韓民国の間の協定に基づき、そして、その他の外国人につき  
ましては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約等に基づきまして、  
就学を希望する場合は、それを許可するよう国から指導されております。更に、  
外国人が学校に入学した後の取扱いにつきましては、日本人の場合と全く同様と  
する必要がありますので、経済的理由により就学が困難なものにつきましても、  
日本人と同様に援助するべきであると考えております。それらのことから、外国  
人登録法に基づく外国人登録をしているもので、小学校及び中学校に就学を許可  
された者の保護者につきましても、就学援助の対象とするように規則を改めるも  
のでございます。

なお、四国の他の県庁所在地 3 市に照会したところ、このことを規則で明確に  
規定している市はございませんでしたが、全ての市で外国籍の児童生徒も、日本  
人と同様に就学援助の対象としているとの回答を得ております。中には、本市同  
様に規程のないことに疑問を感じている市もございまして、場合によっては今後、  
改正の動きがあるものと思います。

以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。

吉川教育長 二桁の外国人登録されている方の中で、申請がなければ検討にはならないわけ  
ですが、これが実際に運用された場合に、該当は何人ぐらいいますか。

学事課長 現在、提出するかも知れないのは、1 名把握しています。過去には規程はない  
ものの、運用の中で 2 ケースは把握しています。

吉川教育長 極少数に限られるということですね。

学事課長 そうです。

吉川教育長 はい。分かりました。

溝渕委員 外国人登録をしている生徒さんは何人ぐらいいますか。

学事課長 先ほど申し上げましたが、小学校が 39 名、中学校が 20 名でございます。特に多いのが中国 29 名、韓国 21 名、フィリピン 5 名、パキスタン 2 名、インドとインドネシアが各 1 名でございます。

澤田委員長 他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第 35 号「高知市就学援助規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって市教委第 35 号は原案のとおり決しました。次に、日程第 3 市教委第 36 号「市立高等学校教員の交通違反に係る措置について」を議題といたします。この案件は秘密会といたします。  
(この案件は、高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定に基づき秘密会とし、同規則第 13 条第 4 項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長 秘密会を解きます。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。